

積立式定期預金「はぐくみ」

(平成 21 年 12 月 14 日現在)

1. 商品名 [愛称]	積立式定期預金 [愛称 : はぐくみ]
2. 対象先	個人のお客さま (個人事業主、法人を除く)
3. 預入期間 (1) 契約期間 (2) 積立期間	定めはございません。各預入分の預入期間は 3 年といたします。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	普通預金・当座預金からの自動振替または店頭・ATMでの随時のお預け入れが可能です。 預金規定に基づき、各お預け入れ分 1 口ごとについてお預け入れ(または継続)の都度、期日指定定期預金を作成します。 1 回あたり 100 円以上 300 万円未満 1 円単位
5. 払戻方法	各預入分 1 口ごとのお預け入れ日(または継続日)から 1 年経過したものの合計残高の範囲内で次の方法により全部または一部を払戻します。 (指定方法) 払戻金額をご指定(1 万円以上) 特定のお預け入れ分をご指定
6. 利息 (1) 適用利率 (2) 利払方法 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	各預入分 1 口ごとのお預け入れ日(または継続日)における店頭表示の期日指定定期預金の利率を適用します。 口座開設後、お子さまがご出生した場合、お客さまよりその旨のご申請を受けた日以降、当該お子さまがご成人するまでの間のお積立分に対して、お一人当たり 0.2% の金利上乗せを行います。 ただし、随時ご入金分については、金利上乗せの対象となりません。 また、お預け入れ時に満 1 歳未満のお子さまについては上乗せ対象とし、上乗せ対象のお子さまは 5 人を上限といたします。 各預入分 1 口ごとについて期日指定定期預金の利払方法に準じます。 付利単位を 100 円、1 年を 365 日とした日割計算で、1 年複利の方法により計算します。 利息の 20% (国税 15%、地方税 5%) が源泉分離課税されます。 障害者等の少額預金利子の非課税制度の対象となるお客さまは、マル優の取扱いも可能です。 金利は店頭の金利ボードに掲示しています。(当行ホームページにも掲載しています。)
7. 手数料	ございません。
8. 中途解約時の取扱い	各預入分 1 口ごとのお預け入れ期間に応じ、期日指定定期預金の取扱いに準じ、期限前解約利率により計算した利息とともに払戻します。
9. 付加できる特約事項	自動振替の場合、お預け入れ金額・振替月を指定し、年 2 回まで増額振替が可能です。
10. その他	その他詳細は積立式定期預金 < つきがけ > の一般型に準じます。